

【アメリカ】連邦議会議員選挙の選挙監視員に関する連邦法規定の新設

海外立法情報課 中川 かおり

* 2024年10月4日、連邦議会各院がその議員の当選等の判定のために選挙監視員を派遣する合衆国憲法上の権限を有することを確認する等の規定を新設する連邦法が制定された。

1 経緯

(1) 合衆国憲法の規定とこれに基づく連邦下院の連邦選挙争論法と選挙監視員プログラム

合衆国憲法は、各州議会に連邦議会議員選挙の時期、場所及び方法を定める権限を与え、連邦議会には連邦法によりこれに対して一定の変更等を行う権限を（第1編第4節第1項）¹、上下各院にはその議員の当選等を判定する権限を与える（同編第5節第1項第1文）²。

これらの規定を受けて、連邦下院（以下「下院」）の議員選挙については1969年に連邦選挙争論法（FCEA）³が制定された。同法に基づき、州による投票結果の認証により落選とされた者が当選とされた議員に対し、下院議院管理委員会に争論を申し立てることができる。同委員会がこれを検討し、下院決議により当選に関する判定を行う。また、独自に収集した情報に基づきこの判定を行う目的で、下院には、合衆国憲法第1編第5節第1項第1文の規定に基づき、州による下院議員選挙の管理等を監視する権限が本来付与されていると考えられてきた⁴。この権限に基づき、2006年に開始された選挙監視員プログラム（Election Observer Program）⁵において、同委員会の多数党と少数党はそれぞれ、選挙監視員として職務を行わせるために下院職員に研修を行い、信任状を与えてきた。この選挙監視員は、接戦が予想される州の投票所等に立ち入って監視し、メモを取り、質問し、同委員会の各党に報告すること等を任務とする。

(2) 問題点と対応

下院議員選挙の運営を監視する下院の合衆国憲法上の権限は、これに反する州法の規定に優先するが、これを明記する連邦法の規定はなかった。そのため、一部の州では、許可されていない者の投票施設等への立入りが州法上禁じられている等の理由に基づき、下院の選挙監視員の立入りが拒絶されるといった事態が生じていた。そこで、2024年の大統領選挙と同日の連邦議会議員選挙以降、同様の事態に対処するために、連邦議会の合衆国憲法上の権限の確認等を目的として同年10月4日、合衆国法典第52編第21083a条⁶を新設する連邦法が制定された⁷。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年1月14日である。[]内は著者の補記である。

¹ 上院議員及び下院議員の選挙を行う時[期]、場所及び方法は、各州においてその立法部が定めるものとする。ただし、連邦議会は、何時でも、上院議員の選挙を行う場所についての定めを除き、法律によりこの点について規定を設け、又は変更することができる。「合衆国憲法：対訳」田中英夫ほか編『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会、1993、p.215。

² 各議院はその議院の議員の選挙、選挙の結果及び資格について判定を行う。同上

³ 2 U.S.C. §§ 381-396. “The Federal Contested Election Act: Overview and Recent Contests in the House of Representatives,” *CRS IN FOCUS*, November 2, 2022. <<https://sgp.fas.org/crs/misc/IF11734.pdf>>

⁴ H.R. Report No.118-361, at 3.

⁵ Committee on House Administration (CHA), “Frequently Asked Questions.” CHA website <https://cha.house.gov/_cache/files/8/f/8ffb01de-0b37-427e-b73d-23287425dcdf/6885A72501C6AC7CA088D87961B6B0E5.election-observer-faq.pdf>

⁶ 2002年選挙改革法（Help America Vote Act of 2002, PL107-252.）第304条。

⁷ Confirmation Of Congressional Observer Access (COCO) Act of 2024, PL118-106. 連邦上院（以下「上院」）には、FCEAに相当する法律も選挙監視員プログラムも存在せず、下院の当初法案には上院への言及がなかったが、最終段階で上院の修正により同院への言及が加えられ（SA3297）、新設された法規定は上下各院を対象とするものとなった。

2 法律の概要

(1) 「指名された選挙監視員」の定義（合衆国法典第 52 編第 21083a 条 d 項）

d 項は、「指名された選挙監視員」（以下「選挙監視員」）が、下院又は上院で選挙が争論となる場合等並びに合衆国憲法第 1 編第 5 節第 1 項及び同編第 4 節第 1 項の規定により認められる他の目的で、選挙に関する情報収集のために、下院議院管理委員会（該当する場合には上院議院規則・管理委員会）の委員長又は少数党筆頭委員⁸が書面で指名する下院又は上院の職員をいうと定める。

(2) 選挙監視員に関する連邦議会の合衆国憲法上の権限に関する見解（同条 a 項）

a 項は、合衆国憲法第 1 編第 5 節第 1 項及び同編第 4 節第 1 項の規定により付与された権限に基づき、投票所又は投票結果の処理等を行う場所及び連邦議会議員選挙に係る過程の他の部分を監視させるために、立法措置にかかわらず選挙監視員を派遣する権限を連邦議会が有するという同議会の見解について定める。また、この条に定める手続は、連邦議会選挙を監視する連邦議会の憲法上の権限に新たな権限等を設けるものではなく、既存の権限等の根拠を示す目的で容易に参照できる法規定を定めるものとされる。

(3) 選挙監視員に立入りを認める州の義務（同条 b 項第 1 号）

b 項第 1 号は、州が、連邦議会議員選挙のために選挙監視員に対して、選挙管理手続（選挙前後の手続を含む。）の全ての要素を明確に監視させる目的で、投票所又は票の処理等を行う場所への立入りを含む、制限のない [full] 立入りを認めることを定める。

(4) 選挙監視員の行為の制限（同条 b 項第 2 号）、解釈規則（同項第 3 号）

b 項第 2 号は、選挙監視員に次の事項を禁じることを定める。①投票用紙又は選挙機器を扱うこと、②いずれかの立場又は候補者を支持すること、③投票の秘密又は有権者のプライバシーを損なうこと、④有権者の投票能力又は選挙管理者の職務遂行能力を損なう行為を行うこと等。同項第 3 号は、この条のいかなる規定も、選挙監視員が、選挙管理者、選挙事務従事者等に該当する州又は地方自治体の職員に対して質問することを禁じるものではないと定める。

(5) 選挙事務従事者による退去権限（同条 c 項第 1 号(A)）

c 項第 1 号(A)は、選挙監視員が、連邦法の規定が禁ずる脅迫若しくは詐欺に該当する行為又は投票若しくは票の処理等の妨害を、既に行ったか、又は間もなく行うと州又は地方自治体の選挙事務従事者が信ずる相当の根拠がある場合において、当該従事者は当該選挙監視員を当該場所から退去させることができると定める。

(6) 下院議院管理委員会等への通知（同条 c 項第 1 号(B)）

c 項第 1 号(B)は、上述 (5) の場合において、当該退去から 24 時間以内に、①下院議院管理委員会（該当する場合には上院議院規則・管理委員会）の委員長及び少数党筆頭委員への通知及び②選挙監視員を退去させた理由を詳述する通知書の提供を、選挙事務従事者に対し義務付けることを定める。

(7) 交代要員としての別の選挙監視員の派遣（同条 c 項第 3 号）

c 項第 3 号は、上述 (5) の場合において、選挙監視員が退去させられたときは、下院議院管理委員会（該当する場合には上院議院規則・管理委員会）の委員長及び少数党筆頭委員は、選挙管理手続の残りの期間に別の選挙監視員を交代要員として派遣できることを定める。

⁸ 委員長に次ぐ役職で、委員の指名等により、少数党の意見を委員会審査に反映させる役割を担う。高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.1045, 2019.3.7, p.5. <<https://doi.org/10.11501/11247815>>